

平成27年第1回定例会 3月3日

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成27年第1回南風原町議会定例会を開会いたします。まず、開会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、平成27年度の当初予算を審議する重要な議会であります。本日までに提出された案件は、平成27年度の一般会計予算をはじめ国民健康保険、下水道事業、土地区画整理事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療の各特別会計予算5件、条例案件5件、報告3件、他に陳情3件で、合計17件が予定されております。また、追加議案として後日、平成26年度一般会計の補正予算及び各特別会計の補正予算等が提出されることになっております。したがって、会期も本日から25日までの23日間を予定しております。会期日程表及び議案等の取り扱いについては、去る2月24日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査又は調査の報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長はじめ執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、また、可能な限り休憩を少なくするようお願いいたします。議案を提案する場合は、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいこと、次に、予算関係議案の説明にあたっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいと思っております。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にその理由を明らかにする等に留意をしていただきたいと思っております。

次に、平成26年1月1日に施行された南風原町議会基本条例第12条の規定に基づき、議会に計画、政策、施策、事業等を提案するときは、政策等の水準を高めるため政策等の決定過程を説明するよう努めることを定めております。また、第12条では、予算案を議会に提出し議会の審査に付するにあたっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めることを定めておりますので、執行部におかれましては今一つ確認をお願いしたいと思います。

次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算等の場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願いいたします。

おわりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われますよう、また、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつといたします。

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

平成27年第1回定例会 3月3日

○議長 宮城清政君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 大城 勝議員、4番 大宜見洋文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布しました会期日程表のとおりでございます。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。平成26年第4回定例会から今日までの諸般を報告いたします。事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告をいたします。まず7番目、南部地区市町村議会議長会定例総会が平成27年1月8日に開催されました。本会の平成27年度事業計画及び一般会計予算について全会一致で承認されました。次に27番、第44回沖縄県町村議会議長会定例総会が、平成27年2月12日に開催されました。沖縄県知事他、来賓出席の下、自治功労者表彰が行われました。そのあと、平成27年度事業計画及び一般会計予算について審議され全会一致で承認されました。本定例総会におきまして、全国町村議長会による議会表彰、議員表彰の伝達式が行われました。われわれ南風原町議会が特別表彰を受賞いたしました。また、中村 勝前南風原町議会議長が町村議会議員特別表彰を受賞しております。あとは各自でご一読くださるようお願い申し上げます。

次に、東部消防組合議会ははじめ一部事務組合議会の報告が提出されております。また、町監査員から例月出納検査結果の報告書及び平成26年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等の監査結果報告が提出されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思います。

次に、平成26年第4回定例会以後に受理しました陳情3件については、2月27日に配布しました陳情書写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4. 町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第 4. 町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町政一般報告をいたします。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。1 月 5 日、恒例の町新年宴会叙勲受章者祝賀会が中央公民館で行われました。1 部・2 部構成で行われ、2 部では春・秋の叙勲を受けられた皆様の祝賀会も行われ、1 部 2 部合わせて約 800 名の参加者があり盛大な式典となりました。1 月 11 日、町成人式が中央公民館で行われました。当日は天気も良くお揃いの袴や華やかな振袖に身を包んだ新成人 419 名（男性 215 名、女性 204 名）が希望に満ちた表情で参加し、大人の仲間入りをしました。また、同日は沖縄中央育成園の成人式も町役場で行われ、今年成人を迎えた 9 名の皆さんと保護者、町関係者で成人の門出を祝いました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。1 月 15 日、新川区におきまして行政懇談会を開催し、33 名の参加者がありました。町政運営について交通安全対策、下水道事業、道路・公園整備、地滑り対策等に至る幅広い分野での意見交換等を行いました。1 月 26 日に第 3 回「南風原町女性団体等交流会」を開催し、各女性団体と情報共有を図りました。また、町の管理栄養士による「町の食の実態」についての講話を行いました。参加者からは、「勉強になった」「目から鱗が落ちた」などの感想を多くいただきました。

次に、住民環境課関係について申し上げます。東部清掃施設組合汚泥再生処理センターは昨年 12 月に施設整備が完了しました。1 月から供用開始し同月 16 日に関係者列席の下、落成式及び祝賀会が行われました。引き続き、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めてまいります

次に、民生部こども課について申し上げます。子ども・子育て会議につきましては、第 7 回目の会議を 3 月 2 日に行い、3 月答申へ向けて作業を進めております。また、安心子ども基金事業による、さんご保育園の分園につきましては、2 月で設計管理委託業務の契約業務を終え、本体工事の入札に向けて準備を整えております。同事業は、今年度で契約繰越手続きを行い、11 月完成の予定です。

次に国保年金課について申し上げます。特定健診事業についてご報告いたします。生活習慣病に重点を置いた特定健診は、2 月 17 日現在で対象者 6442 人に対し受診者数 2266 人で、受診率は 35.2 パーセントとなっております。特定保健指導は、2 月 17 日現在で対象者数 293 人に対し利用者数 213 人で利用率は 72.7 パーセントとなっております。

次に保健福祉課について申し上げます。健康づくり班では、乳幼児の健康管理の向上を目的として実施しております健診は、1 月末現在 1928 人が受診しております。また、未熟児養育医療費給付申請は 14 件となっております。子育て支援も教室に 219 人の親子が参加しております。予防接種では、12 月末現在で B C G を 337 人が集団接種、高齢者インフルエンザ等個別接種が 9925 人、10 月より定期接種となりました高齢者肺炎球菌 427 人、水痘（みずぼうそう）が 661 人接種しております。また、野菜を摂取してもらうことを目的に 5 台の公用車を

ラッピングし、野菜摂取のPRをしています。高齢者支援事業においては、高齢者介護予防教室に275人の参加がありました。また、認知症について正しく理解してもらうために、予防講座を区長・自治会長や老人会等に行いました。障がい者福祉班においては、障がい者が安全・安心して家庭や地域社会で一緒に暮らすことができるように、日常生活及び社会生活を総合的に支援しております。障がい者受給者の状況は、12月末現在、障害福祉サービス受給者、障害児通所サービス受給者、自立支援医療費受給者（更正医療）、自立支援医療受給者（育成医療）、重度心身障害者（児）医療費助成受給者は、5636人となっております。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。まず、南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業は、2月末現在で申請が47件で執行率が82パーセントとなっております。交通安全施設整備については、10自治区内に20基の道路反射鏡の設置を行い、交通安全対策に取り組んでまいりました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、果樹農家等と拠点産地認定に向け取り組んできた甲斐あって、1月20日に沖縄県農林水産部長室において、農林水産戦略品目スターフルーツの拠点産地の認定と認定証交付式が行われました。また、1月31日と2月1日に、「おきなわ花と食フェスティバル2015」が開催され、南風原町から園芸関係表彰の果樹品評会において、スターフルーツが最優秀賞を、花きの部でストレリチア、野菜の部でカボチャがそれぞれ金賞に輝きました。市町村コーナーにおいては、産業振興課と生産者によるスターフルーツやビューリー（美瓜）などとともに、多くの加工品の出品がなされ、南風原町の特産品を広く紹介することができました。商工関係については、2月14日、15日の両日に南風原物産展実行委員会主催による「第6回南風原物産展」がイオン南風原店で開催され、町内の特産品を一堂に集めた物産販売や関係団体の協力により多彩なイベントに取り組むことができ、南風原町を広くPRすることができました。また、店内のステージでは、「かすりウエディング」と題した緋のウエディングドレスでの人前結婚式が執り行われ、多くの観客を魅了しました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係については、ファーマーズマーケット南風原に隣接する町道150号線及び町道276号線の改良工事を、12月25日にそれぞれ請負契約の締結を終え、4月末完了に向けて進めております。また、兼城地区の町道113号線道路改良工事は、引き続き2工区目の発注に向けて取り組んでおります。街路事業の宮平学校線道路改良工事は、当間原の国道交差点部の工事を進めており、4月末完了予定となっております。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の山川地区農業用排水施設整備については、管路布設及び給水栓設置工事を進めていました山川地区農業用排水施設工事（26-1）が1月16日、ファームポンドへの管理用道路工事（26-2）、ファームポンド屋根設置工事（26-3）が2月25日にそれぞれ完了しております。また、管路布設工事（26-4）を1月29日に請負契約の締結を終え4月末完了に向けて取り組んでおります。公園整備事業については、黄金森公園整備事業で進めておりました中央公民館裏から旧社会福祉センター向けの園路整備が12月29日に舗装工事が完了し園路の供用を行いました。

また、ちむぐる館西側の遊具広場工事が1月23日に完成、現在は芝の養生を行っており、4月上旬の供用を予定しております。ウガンヌ前公園については、造成工事の(26-1)1月26日に完了し、引き続き造成工事(26-2)を2月18日に請負契約の締結を終え4月末完了に向け進めております。

次に、区画下水道事業関係について申し上げます。まず、津嘉山北土地区画整理事業の工事については、道路整備工事を12月に1件、2月に1件、宅地造成工事を2月に1件、合わせて3件の工事を発注し、4月末完了に向けて取り組んでおり、引き続き工事の発注を進めております。物件移転等につきましては、繰越明許費分が2月末現在で17件全てが移転完了しております。本年度分につきましても2月末現在で22件の契約を締結し、うち10件が完了しております。残りについても早期移転に向け取り組んでまいります。公共下水道における未普及解消下水道事業については、11月に津嘉山地区圧送ポンプ設置工事を発注し、3月末完了に向け進めております。浸水対策下水道事業につきましては、津嘉山地内の雨水管工事に伴う磁気探査業務を12月末に発注し、2月末に完了いたしました。また、新川地内の雨水調査設計業務を2月に発注し、7月末完了に向け取り組んでおります。農業集落排水事業につきましては、神里地区汚水処理場の修繕工事を11月に発注し、年度内完了に向けて進めております。沖縄振興特別推進交付金を活用して整備を行っておりますクサティ森等保全事業の2件の工事につきましても、年度内完了を目指しています。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。教育事務点検評価審議会で「平成25年度教育委員会事務事業の点検及び評価」を行い、今定例会に報告書を提出しました。2月3日、町長と町教育委員と平成27年度の当初予算等についての意見交換を行いました。1月2日、3日の両日、第15回町長カップ蹴球大会が開催され、高校生から一般まで多くのチームが参加しました。1月10日に黄金森公園野球場で名古屋グランパス歓迎のための町民花いっぱい運動として、プランター1,000鉢を準備いたしました。1月11日、第35回新春マラソン大会が行われ、小学生低学年から一般の方まで658人の参加がありました。2月9日から17日までの間、名古屋グランパス二次キャンプが黄金森陸上競技場で行われ、期間中4試合のトレーニングマッチが行われ、延べ1万人が訪れました。11日の試合では5000人の観戦者がありました。2月21日、第4回町長杯サッカー小中学生大会が黄金森公園陸上競技場で開催され、4小学校2中学校で100名近くの児童生徒が参加し熱戦を繰り広げました。1月26日から30日の全国学校給食週間にあたり、26日に町長と町教育委員が南風原小学校と南星中学校の児童生徒と一緒に郷土料理の給食を囲み、和やかな雰囲気の中で給食交流を行いました。

次に、教育部学校教育課関係について申し上げます。12月14日「教育の日」に、学力向上推進の一環で午前中は学校公開としての授業参観、学力向上実践報告会、午後には教育講演会と教育長表彰を行いました。幼稚園は3園が12月21日に、北丘幼稚園が1月25日に学力向上実践報告や生活発表が行われました。施設整備として南風原小学校、翔南小学校体育館防災機能強化事業工事、北丘幼稚園大規模改造工事が1月下旬完了し、2月中旬に仮設園舎から

園舎に引っ越しました。

次に教育部生涯学習文化課について申し上げます。12月10日、でんじろうサイエンスショーを開催しました。舞台上で演じられる科学のショーに各小学校五・六年生が大きな歓声をあげていました。15日には、第21回青少年国際交流事業（ハワイ）の報告会があり、楽しかったホームステイやミドルスクールでの体験入学の報告がありました。平成26年度海外移住者子弟研修生の玉城さちえさん（ブラジル）、大城ルイスさん（ペルー）が、12月17日から研修に訪れ、3月1日には約3カ月の研修（日本語、三線、書道、エイサー等）を終えて、その成果の報告と送別激励会を行いました。文化センターの入館者数は、1月末で1万4164人、町内5245人、町外8919人、その比率は町内37.03パーセント、町外62.97パーセントで1日平均46人となっております。1月28日、南風原町子ども平和学習交流事業20周年と同事業OB会結成10周年を記念し、朗読劇「つなぐ種」を開催しました。平和交流事業での体験を振り返り、現在の目線で平和への思いを見つめ直した朗読劇で、大変すばらしいものでありました。また、多くの町民から再公演の要望があり、2月11日に2回の公演を開催しました。1月18日、第23回新春演芸会は、人形劇団かじまやあによる『チョンダラー』を開催し、多くの町民と子どもたちが、めまぐるしく躍動する人形劇を堪能していました。1月26日、陸軍病院壕公開活用事業として、当時の「壕内の臭い」を再現し、臭覚による戦時中の病院壕内部の状況をより具体的に追体験することができるように臭気再現の公開を行っております。図書館の入館者数は、1月末4万225人、貸出者数1万5626人、貸出冊数5万7753冊となっております。中央公民館の入館者数は、1月末で7万2807人、黄金ホール3万9621人、研修室等3万3186人となっております。2月7日、8日、「町民参加による地域の文化の継承と創造 うまんちゅの笑顔集う楽しい広場」をテーマに、第37回生涯学習・公民館まつりを開催しました。1日目は、子どもたちによるウチナーグチ発表と4字自治公民館活動発表・各自治会の舞台発表がありました。2日目は、公民館サークルの32演目の舞台発表と作品展示も同時に行われました。今回は、仙台すずめ踊り隊の出演・交流もあり、多くの町民参加の下、盛大に行われました。以上を申し上げ、平成27年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で12月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書もお付けしておりますので、お目とおしをお願いします。以上で、町政一般報告を終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって町政一般報告を終わります。

日程第5.町長の施政方針

○議長 宮城清政君 日程第5.町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 城間俊安君 では、平成27年度施政方針を申し述べたいと思います。平成27年第1

回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信を申し上げ、町民の皆様はじめ議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 東北地方を中心として、日本列島に甚大な被害をもたらした東日本大震災からまもなく4年が経過しようとしております。復興は新たなステージに入ったと言われておりますが、人々の苦しみ、悲しみは深く、改めまして亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに被災された方々にお見舞い申し上げます。また、被災地復興を祈念いたします。

私は、平成10年5月8日に南風原町長に就任以来、一貫して平和憲法の理念を町政に活かしながら、「子どもたちには愛を、若者には夢と希望を、お年寄りには安らぎを」を自らの信条として、日本で一番光り輝く南風原町をつくるため、協働のまちづくりを推進してまいりました。行政運営にあたり町民や議員皆様方のご理解、ご協力をいただき、衷心よりお礼申し上げます。また、本年度においても、常に町民本位の町政運営を基本とし、今期の公約に掲げてきました「7つの政策宣言」を実行するために昼夜を問わず粉骨砕身で取り組んでまいります。以上の基本的な考えに基づき、平成27年度に実施する施策についてその骨子を申し上げます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 第四次南風原町総合計画は9年目を迎え、後期計画の4年目となります。計画の将来像で掲げている「ともにつくる黄金南風原の平和郷」に向けて地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任を持って暮らす町民が個々の想いを表し、意見を交わし、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開してまいります。その基本理念として「平和」、「自立」、「共生」を掲げ、「世界の恒久平和を願う町民の心を国内外へ発信し続け、平和なまちづくりを目指してまいります。また、新たな時代のなかで自立できる活力、地域力のあるまちづくり、そして自然や人と共生した暮らしを再生・創造していくまちづくりを目指してまいります。特に平和については、戦後70年目の節目となることから「南風原町民平和の日」や「こども平和学習交流事業」において記念事業を実施するとともに、平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組んでまいります。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて まちづくりの基本を定め、町の最高規範と位置づけられた「南風原町まちづくり基本条例」に基づき、町民、議会、行政が一体となって笑顔で幸せあふれるまちづくりに取り組んでまいります。また、子育て支援・教育の充実を図り、「住みたいまち・南風原町」のブランド力をさらに高めてまいります。情報発信として町ホームページや兼城十字路の電光掲示板、イオン南風原店2階の「はえばるギャラリー」掲示ブース、防災行政無線などを活用し、迅速な情報発信に努めてまいります。また、町政に対して町民の声が届くよう町政提案箱やまちメールなどを活用するとともに各種委員会への住民参画を推進してまいります。

4大プロジェクトの推進について 次に、第四次総合計画で掲げた4大プロジェクトに

ついてであります。黄金森公園整備事業については、公園の喜屋武土地改良区側に位置する多目的広場及び駐車場部分の擁壁工事や造成工事を進めてまいります。また、陸上競技場の外周園路にウレタン舗装を施したウォーキングコースの整備を早期に供用できるよう取り組んでまいります。津嘉山北土地地区画整理事業については、主に津嘉山ハイツの造成工事に係る建物の移転を進め、工事においては津嘉山公園の造成工事に着手、仲井真津嘉山線の交差点及び区画道路の整備を進め、併せて宅地造成工事を促進し、区域内の土地利用が早期に有効活用が図られるよう努めるとともに、国道507号の現道及びバイパスの沿線での土地利用の需要が高まっていることから、地域にあった企業誘致の推進を図ってまいります。

人もまちもきらきら育つまちについて 地域の教育力の向上を目指して、家庭、学校、地域との連携を強化し、町全体で教育に関することを考える「教育の日」の関連事業として、教育関係者が一堂に会し教育長表彰・教育講演会を今年も開催いたします。今年度よりスタートする子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園・保育所が連携して待機児童解消を図るため、専任園長、保育時間延長、給食提供に加え、土曜日・春休み期間の預かり保育を実施し、幼稚園教育及び保育の充実を図ってまいります。学校施設整備では、北丘小学校大規模改造事業、南風原中学校の体育館防災機能強化事業、幼稚園の4歳児保育に向けての新增築事業に取り組みます。学校給食については、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め食育を推進してまいります。文化センター・沖縄陸軍病院南風原壕群を、文化活動・平和学習・交流・観光の拠点として充実強化を図り、観光関連事業と連携し事業を推進してまいります。「青少年の国際交流」と「青年海外研修派遣事業」は、それぞれ中学生をカナダへ、青年を南米4カ国へ派遣し、海外移住子弟との交流を図ります。今年は、沖縄からカナダへ初めて移民が渡り115周年となります。8月1日、2日にレスブリッジ市で開催されます記念式典へ参加し、カナダ県人会及びレスブリッジ市民との交流を深めてまいります。スポーツ振興として、黄金森公園施設を活用してのキャンプ誘致に取り組んでまいります。また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して、「学習支援員」、「特別支援教育支援員」の配置事業、「子ども平和交流事業」、「伝統芸能保存継承事業」、「県外等派遣助成事業」を引き続き実施してまいります。

ちむぐるでつくる福祉と健康のまちについて 保育所入所に係る待機児童対策については、定員1270名に対し弾力化により入所の受入可能人数を拡大することで待機児童解消に努めてまいります。また、安心子ども基金事業にて、さんご保育園の分園を行い、年度途中で30名の定員増を行います。さらに新規事業として、病児病後児保育を実施し働く親の保育環境を支援してまいります。認可外保育園については、県の新すこやか保育事業である健康診断、給食費、損害賠償保険などの補助、さらに町独自の認可外保育園環境整備事業を継続するとともに、新規事業としまして町外の認可外保育園に通っている世帯への補助を行い保育環境の向上を図ってまいります。消費税率の引上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、臨時福祉給付金として町民税が課税されていない給付対象者1人につき6,000円を支給し、また、同様な措置として子育て世帯への影響を緩和するため、子育て世帯

臨時特例給付金として受給資格者に対し児童 1 人につき 3,000 円を支給します。学童クラブについては、県の放課後子どもプラン事業を継続し、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実を図るとともに、今年度も民間施設を借用し運営を行っている学童クラブに対し家賃の一部を補助することにより学童クラブの負担軽減を図ってまいります。健康づくりの拠点である「ちむぐくる館」の役割は大きく、健康増進の場として多くの町民が利用できるようにしてまいります。また、妊婦から高齢者まで生涯にわたる健康づくりへの支援を、関係機関と連携し推進してまいります。障がい者福祉については、障がい者本人や家族の不安・孤立感を解消できるよう地域生活支援事業を利用した相談業務の委託を行うことにより支援相談員の訪問・見守り体制の強化を図るとともに、就労や居宅サービスの支援を行ってまいります。また、障がい者及び難病者の支援及び各種助成制度の強化を行ってまいります。高齢者福祉については、介護予防・自立支援の推進と介護や医療などを包括的・継続的に提供できる地域包括ケアシステムの構築や新しい総合事業に向けた施策に努めてまいります。国民健康保険事業の運営については、特定健診の受診勧奨の強化による受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上に努め、生活習慣病の早期発見や重症化予防に努めてまいります。また、レセプト点検業務を強化し医療費給付の適正化を図ります。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 次に、産業の振興についてであります。まず緊急経済対策の一環として、町民が自己の居住する住宅の修繕、補修、耐震補強のための住宅改修・リフォーム助成制度の「南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業」を引き続き実施してまいります。農業振興については、農地の有効活用を推進し、安定した生産が図られるよう農地の保全や生産施設の導入を促進してまいります。また、農業基盤の強化として、土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助、拠点産地であるカボチャの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入、ビニールハウス、井戸設置の補助、病虫害や自然災害等の被害を未然に防止するための対策に必要な農業用資材購入への助成、さとうきび収穫機の利用に対する助成、町農産物の販売促進事業の強化等を実施することで生産農家を支援し農業経営基盤の強化に努めてまいります。農産物の新たな市場として、待望久しかったファーマーズマーケット南風原「くがに市場」が、本町の生産農家や多くの関係者が期待する地産池消・地域ブランドづくりの懸け橋となるように、生産、出荷体制の支援を強化し兼業農家や女性・高齢者の所得増と生きがいを図ってまいります。南風原町農業委員会、J A、沖縄県農業振興公社に設置された「農地中間管理機構」と連携することで耕作放棄地や遊休地の解消に努め、農地の確保、青年就農給付金の給付等による新規就農者等の営農定着を支援し担い手育成を図ってまいります。果樹振興については、一括交付金を活用した強化型パイプハウスの導入、圃場拡大・増産を図り、拠点産地認定を受けたスターフルーツをはじめ生産農家の経営基盤の強化に努めてまいります。畜産振興については、生産基盤の整備と経営の安定化を図るため、一括交付金を活用した事業の導入を検討してまいります。また、畜産公害・環境保全対策事業と家畜伝染病予防事業の取組を推進してまいります。中小企業振興については、町商工会と連携し地域を支える町内中小企業の

経営基盤の強化、経営革新の促進、創業の促進が図られるよう支援するとともに、「南風原町中小企業振興基本条例」を制定し、本町の中小企業に対する振興策の充実、強化に努めてまいります。また、町内の企業立地の積極的な促進や南風原町人材サポートセンターの取組強化による町民の雇用の場の拡大を図ってまいります。工芸産業振興については、本町の重要な伝統工芸品である琉球絣・南風原花織が持続的に発展できるよう、生産技術の向上、継承及び販路拡大を琉球絣組合と連携し取り組んでまいります。観光振興については、沖縄県の重要産業である魅力ある観光で地域が潤うまちを目指し、南風原町観光協会と連携して町内のレクリエーション・観光資源の整備活用の促進、産業間や文化団体及び沖縄コンベンションビューローとの連携など観光施策推進の体制を強化し観光振興に努めてまいります。山川地区畑地かんがい事業については、畑地へのかんがい施設を引き続き整備してまいります。

みどりとまちが調和した安心・安全なまちについて 道路事業については、町道 10 号線の用地及び物件補償、町道 113 号線の用地及び工事を進め事業完了に向け取り組んでまいります。街路事業については、津嘉山中央線の用地、物件補償、宮平学校線は国道交差点部の工事を進めてまいります。公園整備については、ウガンヌ前公園の造成工事を引き続き行うとともに、施設整備を進めてまいります。また、津嘉山公園は造成及び擁壁工事に着手してまいります。集落内の環境整備については、大名地内の排水路整備に取り組んでまいります。下水道事業については、引き続き津嘉山北土地区画整理事業地域を重点地区として整備を進めてまいります。さらに新川、山川、与那覇地域においても順次整備を進めてまいります。雨水整備においては、津嘉山地内を継続して整備を進めるとともに、照屋地区の排水路改修に着手し浸水解消を早期に図れるよう取り組んでまいります。公共下水道への接続促進を図るため国の補助制度を継続するとともに、併せて普及活動を強化してまいります。また、農業集落排水の普及活動についても引き続き未接続世帯への普及活動を強化促進してまいります。消防・防災については、消防・救急活動が迅速かつ適切に行えるよう関係機関との連携を強化してまいります。災害時における防災・減災対策として「南風原町地域防災計画」を柱とした行動マニュアルの整備を進めてまいります。また、「南風原町防災・減災お役立てマップ帳」の利活用を促進し町民の防災・減災に対する意識啓発に努めます。さらに自治会単位での地域自主防災組織の設立への支援強化、地域防災訓練の取組、地域の災害時避難施設の補修等防災体制強化に取り組んでまいります。交通安全の推進については、交通安全思想の普及活動を推進するとともに、交通安全施設整備については引き続きカーブミラー及びガードレール、横断防止柵の整備と既存施設の修繕等を行い、交通安全対策を講じてまいります。信号機についても、必要箇所に設置ができるよう関係機関に働きかけてまいります。防犯の取組として警察署や関係機関との連携を密にし、地域防犯組織の結成強化と地域パトロールに取り組みます。また、毎月第 3 金曜日（少年を守る日）の夜間街頭指導などの地域安全活動を強化し、事故や犯罪のない安心・安全な明るいまちづくりに努めてまいります。

環境と共生する美しい住みよいまちについて 循環型社会の形成を目指す「はえばる版リサイクルループ」事業を中心に、町民、NPO、企業・事業所等との連携及び情報共有による町にあった循環型社会システムを構築し、生ごみ処理機等購入助成制度の周知を図り、生ごみの減量・資源化の取組を強化してまいります。沖縄の貴重な資源環境を残し、エコアイランド沖縄を、目指すため、住宅用太陽光システムの設置への補助を行い、町民の具体的な活動への支援と環境意識の啓発を図ってまいります。また、南風原町地球温暖化防止実行計画、南風原町地域新エネルギービジョンに基づき、公共施設などの省エネ対策を進め、温室効果ガスの排出抑制を積極的に推進してまいります。さらに、次代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習も重要なことから、エコセンターの活動を強化して関係機関と連携した環境教育活動を推進してまいります。地域の一斉清掃を支援し、環境美化の推進に努めてまいります。ごみの不法投棄等については、町内の不法投棄発生地域を中心にパトロールを行うとともに、立て看板等を設置し生活環境の保全に努めてまいります。し尿・浄化槽汚泥処理については、平成27年1月から東部清掃施設組合汚泥再生処理センターが供用開始しており、引き続きし尿・浄化槽汚泥の適正処理に努めてまいります。

健全な行財政運営について 平成28年1月より個人番号カードを発行する社会保障・税番号制度については、国・県・市町村など関係機関と連携し円滑に導入を行ってまいります。南風原町人材育成基本方針、南風原町研修基本方針及び平成27年度より導入する人事評価制度により職員個々の業務に対する評価を行い、業務目標を達成してまいります。さらに職場や職場外研修に加え他行政組織や職場外研修に加え他行政組織や研修機関等への派遣研修等をとおして、職員人材育成を推進してまいります。広域行政の運営については、那覇市・南風原町環境施設組合で環境の杜ふれあい公園事業を進めてまいります。平成26年6月26日より供用開始された南斎場については、関係6市町一丸となって管理運営に努めてまいります。

予算編成について 平成27年度の予算編成については、第四次南風原町総合計画に掲げた「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、一括交付金を活用した予算編成を行っております。今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「住みたいまち・南風原町」のブランド力を高めてまいります。本年度の各会計予算編成の内訳は、一般会計129億8,270万円、特別会計81億1,315万6,000円、全会計合計210億9,585万6,000円となっております。

おわりに 以上、平成27年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べてまいりました。今後も町民の皆様が日々安心して生活を営み、幸せを実感していただくため、また、「日本で一番輝くまち、南風原町」の実現を目指して、職員とともに創意工夫を重ね挑戦と成長を続け、情熱をもって全力を尽くしてまいります。予算以外の審議案件として議案8件、また追加議案として数件提出する予定であります。平成26年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただきます、議員各位の慎重なるご審議のうえ議決を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。平成27年3月3日、南風原町長 城間俊

安。

○議長 宮城清政君 以上をもって町長の施政方針を終わります。暫時休憩します。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時12分）

○議長 宮城清政君 再開します。これから議案の上程に入ります。

日程第6．議案第6号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第6号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第6号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の施行により条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 それでは、議案第6号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。本日お配りした資料、議案6号から8号までまとめて綴っております。改正文を読む前に、資料の説明をしていきます。まず第6号の資料①です。この資料は、一番下が現行でございます。真ん中に改正案、児童福祉法の改正で下線ができました。そして、上の波線部分は、児童福祉法の改正でここも改正されていることとなります。そのなかでおおむね左側に濃く縦線で書いてあるところは、現行「保育に欠ける」が「保育を必要とする」という文言に変わります。次に、資料②では、「保育に欠ける」から「保育を必要とする」になった部分の意味を説明します。2行目あたり、フルタイムの就労を想定した保育標準時間というのが現行の保育時間です。そして、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の2区分に分けるといいます。下の図は、保育標準時間が11時間で、現在どこの保育所もだいたい7時半から6時半までが保育時間でございます。そして今度新たにできたのが、保育の短時間で、おおむね8時間。3時間の差がありますので、これは施設によって時間は設定できるというものです。簡単に言うと、始まる時間が1時間遅れるとか後ろが1時間遅れるとか、これを施設で設定できますということでもあります。下のパートタ

イム64時間の部分については、議案第7号の資料②、関連しますので一緒に綴っています。そのなかで子ども・子育て支援法施行規則ができました。そのなかの第1条第1号で、1月において48時間から68時間までの範囲で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とする。これを根拠に短時間労働ということで、パートでもできる解釈でございます

それでは、条例の改正部分を読み上げたいと思います。新旧対照表でご確認をお願いします。南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正する。第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。附則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員

○11番 宮城寛諄君 「欠ける」と「必要とする」。これまで仕事をする人が子どもを保育することができない、だから保育に欠けると解釈していました。それで、保育を必要とするとなると、仕事をしていてもしていなくてもこの子を保育して欲しい、必要だと解釈することで全て必要と言えば必要ではないのかと思うのです。ただ、いろんな説明を見ると、1月に48時間だとか64時間、パートをしているだとか働いていなければ駄目ですよと説明があるわけです。条例だけを見れば全ての人に当たるのではないのかと思うのですけれども、例えばパートの時間で区切ったりするものが今度新たに入っただけで、実際には保育に欠けるという従来の考えは変わらないのかと、要するに仕事をしていて保育できない、保育に欠けるというものと変わらない、ただ言葉が変わっただけなのかと考えているので、その考えで間違いないのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。議員の質問で保育に欠けると必要との違いは何か趣旨だと思うのですが、もちろん就労時間等もあります。また、「保育に欠ける」には病気や育休だとかいろいろな条件があります。それについては、ほぼ今までどおりなのですが先ほど説明したように子育て支援法の施行規則で時間を設定しております。ただ、その48時間から64時間を目途に市町村で規定してくれというものです。資料②でもあったように、基本的には今までフルタイムを先に入所させて、空きがあれば時間が少ない人でも入れるということをやっていましたけれども、短時間で8時間の保育で64時間以上は保育が必要という認定をします。1号、2号、3号と認定基準がありまして、1号については幼稚園と一緒に希望すれば誰でも入れます。2号は3歳以上、3号は0歳から2歳までですが、64時間程度就労していれば認定しなければいけないことになります。国としても64時間程度就労している方は保育が必要だということでそういう施設を造って保育するよという趣旨でございます。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 これまでと何も変わらないのではないかと。フルタイムで働くかパートで働くかで、パートで働く方のお子さんについても保育できるようにしたということではないか。国からのパンフレットでもそのように書いてあるのですね。保育所を利用できる保護者は、共働き世帯など家庭で保育のできない保護者となっているのです。つまり、これまで言っていた保育に欠けるというところなのです。ですから、細かいところは委員会でやって欲しいのですけれども、おおざっぱに考えると言葉が変わっただけでそんなに変わらないのかと解釈しています。まるっきりこれまでと違うよというところは、フルタイムで働くかパートで働くか、パートの時間をどこかに移動させる、そういうものかと考えていますけれども、それで間違いありません。ここにも書いてあるのです。保育所を利用できるのは、共働き世帯など家庭では保育のできない保護者。幼稚園などは違うんだよね。制限なし。それで、あなたの考えは違うよと言うのであれば、ぜひ答弁して欲しいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。子ども・子育て支援法ができて、今まで認可園あるいは町立保育園はほとんどフルタイムに近い人たちしか入れませんでした。定員もあるわけですから。今回の新法によって、保育の必要な方の幅が広がったということですね。おおむね64時間以上の方はそういう施設に入れるようにしなければいけないと。ですから、今までよりたくさんの人に施設を利用させるようにという新たな法律ですので、これに向けて国も当然県も市町村も努力していくと、がんばっていくということでございます。時間的なものはだいぶ幅が広がったという解釈でお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 今のこの南風原町保育の利用に関する条例の保育という考え方なのですけれども、幼稚園も保育だと考えますか。子どもを幼稚園に預けるのか、こども園、家庭的だとかいろいろありますけれども保育所のみではなくて幼稚園もそのような考えでやるのか。これによると幼稚園も全部含めた、子ども・子育て支援法だとなっているので、そこも含めてのものなのではないでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。では、議案第7号の資料⑤ですが、これは去年9

月定例で示したのになりますけれども、これでいきますと子ども・子育て支援法のなかで図のようなかたちになりますと。今、議員が質問しているのは真ん中あたりの幼稚園の3歳から5歳の部分で、保育という大きな意味では一緒ですね。しかし、今回条例で提案しているのは、幼稚園を除いての条例となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号 南風原町保育所設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第7号 南風原町保育の利用等に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第7号 南風原町保育の利用等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第7号 南風原町保育の利用等に関する条例 南風原町保育の利用等に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の施行により、南風原町保育所における保育等に関する条例の全部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 それでは議案第7号 南風原町保育の利用等に関する条例。全部改正でございますので、資料①、②、③、④、⑤まで付けてありますが、それをもって概要を説明したいと思っております。まず、資料①南風原町保育の利用等に関する条例の概要説明ということで、改正条文を読みますと分かり難いと思いますので、概要でご説明します。まず、第1条の趣旨につきましては、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正により新たに小規模保育や事業所内保育が規定されました。これまで町立保育所と認可保育園を含めた保育料に関することと一時保育等の地域子ども・子育て支援事業に関する利用者負担金について改めて趣旨を規定しています。第2条、用語の定義です。これは新たに追加してございます。第1項では、第1条で利用している保育所等について町立保育所、認可保育園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育を指していることを明記しています。第2項でその他は関連法律の用語の例によると規定しています。これが追加でございます。そして、第3条です。保育利用の対象者で、これまで保育基準として町条例で表記しておりましたがその保育基準については、新たに国が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日

内閣府令第44号)において、保育の必要性の事由として基準が定められましたので削除いたしました。ここは次のページ、資料②の第1条、先ほども説明しました1号から10号までございます。先ほど説明した1号では時間ですね。2号では妊娠中であるとか出産後、疾病などで、その要件が施行規則で明記されていますので条例からは省いてございます。第4条から第8条については、保育の利用の申し込みから保育の利用の決定等保育の利用の期間、出席の停止、保育利用の解除など一連の手続き関係を規定した条文を追加しました。これは実際、現行も周到しているのですが、条例になかったものですから、他の市町村も入っているということで南風原町でも追加をしてございます。そして、第9条です。保育料の徴収について規定しております。第1項は、町立保育所を利用している方、第2項は認可保育園と家庭的保育等を利用している方、第3項については、児童福祉法により町が措置入所をしなければならない理由、例えば児童虐待やネグレクトなどでありまして、保育所を利用している方について規定しております。いずれも政令で定めた額を上限に子ども・子育て支援法第27条第2項第2号に規定している当該支給認定保護者の属する世帯の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額を保育料として徴収することとしています。なお、保育料については規則で定めておりますと、これは他の自治体も同様でございます。そして第10条第1条で明記しました地域子ども・子育て支援事業に関する利用者負担金(一時保育)についての規定で、負担の額は規則で定めております。附則 この条例は、平成27年4月1日から施行いたします。あとの資料については、③が条例の施行規則です。条例が可決したあとに公布したいと考えています。そのなかで4ページ別表に保育料の額が載っております。この額は、標準認定については今までの額と全く一緒です。階層が資料④にあるように、今まで国の所得税で階層分けしていたものが、市町村民税の税額で階層を決められています。左側に推定年収が入っていますので、この人たちがこの階層になりますということです。国が示したのは8階層でしたが、南風原町は2階層で1、2、第3階層で1、2として2つ増やしてございます。そして、多子世帯の額で1人目は全額、2人目は2分の1、3人目からは0という表示がございます。別表第3については、一時保育の料金で、1日・午前中・午後。町内在住は1日1,500円、町外は2,200円になっています。これは条例が制定されたあとに告示していきたいと思っています。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 花城清文議員

○8番 花城清文君 では、少し質問させてください。まず1点目、町内にこの支援を受ける方が実際何名おられるのか。3条に対象者が決まっていますね。3条により町長にその責任を義務化した規定ということでしょう。その支援法に基づいてやらないといけない、より義務化したわけです。それで先に言いましたように、町内に何名おられるのか。

それからもう1つは、これまで障がい児保育をやったと思うが、それとの絡みはどうなるのか。

それからもう 1 つは、どの園でやるのか。町内には保育所が 11カ園あります。その 11カ園全園でやるのか。それとも特定な園を指定してやるのか。どちらなのか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まずは 3 条関係で利用対象者ということで、先ほどお話ししたようにおおむね 64 時間以上で認定が受けられると、これはあくまでも認定ということです。今年の保育所に申し込みをした人が、1,644 人です。これは本人から預かってもらいたいということで利用したい方ですので、実際は 64 時間以上という方は他にもいるかも知れません。届け出がなければ、こちらから積極的に調べることができません。それからまた、職場の都合で認可外に行きたい方などはそこへそのまま行くはずですので、正確な数字は基本的に出てこないと思います。申し込みした人の数字は出ますけれども、そういうことで現在は 1,644 人ということです。

それから、障がい児保育についてですが、新規であれば申し込みをしたところで空きがあれば措置しますということです。その方がどうしても障がい児保育の該当者であれば、審議会をとおして認めていく。ですから、全園やるとかそういうことではなくて、希望した所で障がい児であるかどうかを判定します。あるいは、普通児で入っていたのですが 1 年ぐらい保育するとやはり難しいなという方は、新たに障がい児に該当するかどうか判定して措置していくということでございます。先ほど説明したとおり、全員ではなくて申し込みがあった所でやっていて、現在、全園ではやっておりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私の説明が不十分でした。3 条はそういう虚弱対象の子どもたちは逆に保育は町長の権限でやらないでもいいよということでしょう。身体障がいやいろんな障がいを持つ子どもたちがいます。こういう人たちは、逆に町長が断ることができるということですよね。それ以外だったら、先の身体障がいを持っている子どもたち、申し込みのある園だと言いますが、全園やる対象はできているのですか。11カ園でその障がい児保育をする体制、職員も含めて施設も含めて全園でやる体制はできているかどうかを答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 質問 2 点です。まず虚弱体質で除外するという話ですが、これについては集団保育ができない方という限定ですね。あるいは、伝染病を持っている方。当然、他にも子どもたちがいるわけですから、こういう方については拒否することができるとい

うことです。先ほどの身体障がいを持っている方はどうするか、発達遅滞の方もいますのでこれについては申し込みの時に障がいがありますかということが申し込み要項にあります。その方がその該当者かどうかは審議会をしまして、園で加配を付けてみることができるか、あるいはどうしてもできない場合は他の園と調整しながらもう1人受入れられるかどうかを役場と園長会等含めてその会議のなかでやります。あるいはどうしてもできないということであれば、町立保育園でどうかですかなど、保護者がその園に移ってもできるかがまた判断の1つになります。ですから、その該当する方については、当然受けて、障がい児として加配して園にもお願いしたいし、町としても保育したいということで進めております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 せっかく新しい支援法ができたのだから、積極的に行政は取り組むべきだということだと思います。保育園入所許可も町長の権限ですか。園長の権限ではないでしょう。町長の権限だと思いますから、それからすると先に言ったようにせっかく新しい法律ができてこういう対象児は保育を必要とするなかでなおかつ傷病を持っていて、それまでできるだけ枠を広げてやりなさいというのが新しい法律だと思いますから、保育を必要とする者だったら、この3項の1、2以外だったら全部受けなければいけない。1、2は町長が断ることができる、入園を拒否することができる。しかし、それ以外については、全て受け入れなければ駄目であるわけです。保育を必要とする園児ですから。そういう面から言ったら、その体制づくりは非常に大事だと思います。職員体制も含めて非常に大事だと思います。町民に断る理由がなければひやらなければいけないので、その取組は今後どういうふうにするつもりなのか答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。第3条の1項については、児童福祉法の24条で規定しているとおり保護しなさいと、先ほどやりました子ども・子育て支援法施行令のとおり、1号から10号までは保育しなさいとあります。2項で、これはまた除外される方ですけども、先ほどもお話したとおり集団保育できない方はどうしても受入れができませんよというものです。園としても受け入れられない方ですので、これはしようがない部分です。それ以外は、当然そういう施設等を増やして保育士さんたちの数も必要です。そのために子ども・子育て支援法ができて国を挙げて待機児童を解消するためにやっているわけですから、その方向で進めていきたいと思っています。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第7号 南風原町保育の利用等に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、条例の一部を改正する必要があるので提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 議案第8号 南風原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例ですが、このほうも一部改正ですが大幅に改正していますので資料で説明していきたいと思います。議案第8号の資料①、②、③、④まで付いていると思います。まず①の概要を説明して、その途中で他の資料も説明していきたいと思います。第2条第1号は、県の要綱にならって明文化しております。現行と改正後は、どちらも同様の内容となっております。現行の条例と県の条例の文言の使い方がちょっと違っていましたので、県の示した条文をそのまま使って、内容的には全く同じということでございます。そして、第2条第4号、イとエはこれまで国が指定する病気を持つ患者に対して、国と地方公共団体（県）によって医療費の助成が行われてきましたが、難病については法律に基づく制度として確立されておらず、子どもの慢性疾患についても医療費助成について安定的な財源の仕組みとなっております。児童福祉法の一部を改正する法律、そして難病の患者に対する医療費等に関する法律が平成27年1月1日より施行されることにより指定難病や小児慢性特定疾病の患者さんへの医療費助成に要する費用の2分の1を国が負担します。その法律が定められました。また、医療費助成対象となる難病については、従来の56疾病から指定難病として約300疾病、小児慢性特定疾病は従来の514疾病から704疾病に拡大されました。そのため、本町の条例も変更することとなりました。この難病と小児慢性特定疾病を、次の資料②で説明したいと思います。※で示しました難病の患者の医療費に関する法律と児童福祉の一部改正する法律いずれも、平成26年5月30日公布で平成27年1月1日から施行するという一方で、本年の1月からはこれが施行されております。資料③の難病とはどういうものかというこ

とですが、発病の機構が明らかでない。要するに、原因不明ということです。治療方法が確立していない。長期の治療を要する。患者数が日本国内で一定の人数に達しないなどが難病の概念となっております。そして④で小児慢性特定疾病とはどういうことかということで、慢性に経過する疾患であること。生命を長期間脅かす疾病であること。病状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること。長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であることというであります。これは国・県が2分の1を出して、県が医療費を給付する事業です。まず難病については、もちろん所得階層で0から一番高い人でも3万円までの自己負担です。この自己負担分を町のこども医療で助成しますということであります。これが拡大されるわけですから、町のこども医療費は減るのかという考え方です。そして小児慢性については、最高が1万5,000円。それ以上はこの医療費助成で支払いがあるということです。今回の改正は、本来この2つなのです。ところが、2条以降、他の市町村や県の大綱等を確認して南風原町も明文化したいということになっていきます。では資料①ですが、第2条の第6号は、県の大綱にならって詳しく明文化（追加）しておりますということです。次、第3条第1項は、現行では本町に住所を有する子どものうち生活保護を受けている子どものみは除いており、各号において該当するものをあげていますが、実際は生活保護者以外にも適用除外者がいるため、改正後は該当する者の内容を第1項で整理し、第2項の第1号から第4号において、対象から除くものを明文化（追加）することにより分かりやすくしました。そして第10条、支払いの調整をすることができる旨を他市町村の条例にならって明文化（追加）してございます。第11条は、資料の提出を求めることができる旨を他の市町村の条例にならって明文化（追加）しています。ここは実際やっていることですが、条例の文章になかったものから追加したということとございます。そして第12条、損害賠償と調整とのことで交通事故などの第三者行為は支給することができない旨を他の市町村にならってこれも明文化（追加）してございます。以上で、改正後の条例は、児童福祉法の一部を改正する法律と難病の患者に対する医療費等に関する法律により平成27年1月1日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療分については、従前の例によります。そして、この条例は、公布の日から施行するといううたい方になっております。以上、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第8号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時00分）

再開（午後 1 時 00 分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第 9. 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、沖縄県の人事委員会勧告及び県内市町村の職員の給与の状況を踏まえ、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要をご説明いたします。この議案に関して、議案第 9 号改正条例案の概要説明と、給与条例等の改正ポイントの資料を 2 種類を配布していますので、主にこれらを使って説明いたします。今回の条例改正でございますが、南風原職員の給与に関する条例等の一部改正となっております。5 本の別々の条例を条だてにして 1 つの条例改正という今回の取り扱いであります。まず、1 つ目が南風原町職員の給与に関する条例の一部改正。それから、第 2 条として南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。3 つ目が、南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。4 つ目が南風原町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。5 つ目が現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例という、これ全て関連しますので今回の条例提案になっているものでございます。今回の改正のポイントを説明いたします。改正ポイントは 2 点ございます。まず、人事院勧告に伴う給料表の改正です。去る 12 月本会議で、人勧によって給与のアップの改正をさせていただきました。この 2010 年の勧告で、来る 4 月からまた新たな給料表に下さいとありました。それが今回の改正です。まず人事院勧告に伴う給料表の改正ということで、給与制度の総合的な見直し。それから世代間の給与配分のあり方を見直すため、高齢者給与の抑制。それから地域手当の見直しも含まれていたのですが本町では該当がありません。この給料表の改正ですが、一般職員の給料表を平均で 2 パーセント引き下げるといことです。ただし、先ほど触れましたように、世代間の給与配分のあり方ということから若年層 1 級についてはマイナスはございません。2 級から 7 級につい

での引下げが平均すると2パーセントということで、より高いほう、それぞれの級の高い級に位置づけられているのがより多く引き下げられるということです。その例に伴って、現業職の給料表も改正ということで、先ほども触れましたが現業職員の給与の種類及び基準に関する条例も一部改正することになります。この給与改正ですが、それに伴う激減緩和ということで、3年間の経過措置は付けられているというのも人事院より勧告されました。平成30年3月31日までは、平成27年3月の給与を下回っている人はこれを向こう3年間は保障しますという現況保障制度も含んでの勧告でございますのでそれも今回の改正として含んでいるということです。それから、給料表6級以上、いわゆる管理職については、現行もありますがこの給料表からマイナス0.2パーセントも引き続き平成30年3月31日までは行うというのも付けられております。

続きましてもう1点の大きな改正です。資料をめくっていただきまして、勤勉手当を導入します。本町においては、期末手当、6月期と12月期、いわゆるボーナスと言われているものです。全て期末手当というもので年間支給されておりました。トータルで全職員4.1月です。6月期が1.975月。12月期が2.125月でありました。それを期末手当の部分と勤勉手当の部分に分けて支給するということになります。これまでいろんな経緯がございまして本町は期末手当のみで支給していたのですが、全国的に言いますと圧倒的にこの期末手当・勤勉手当ということで、県内市町村においても11団体を除いて全てそのような導入がなされておりました。今回についてやはり今後の人事評価制度の導入に向けていくという観点からの勤勉手当・期末手当導入でございます。6月期がトータルで1.975月ですが、一般職においては期末手当の部分が1.225月、勤勉手当が0.75月。12月期が期末手当1.375月、勤勉手当が0.75月ということです。管理職につきましては、期末手当の部分が1.025月、勤勉手当が0.95月。12月が1.175月と勤勉が0.95月ということで、より休暇や休職、成績率などより幅が大きく取られているということになっております。再任用の職員につきましても、元々6月期が1.0月、12月期が1.15月の期末手当のみの考え方でしたが、今回の改正に伴って期末手当6月が0.65月、勤勉手当0.35。12月期が期末手当0.8月、勤勉手当が0.35月という割合となります。この期末手当と勤勉手当は何が違うかと言いますと、期末手当の違いということで表に掲げています。公務上の負傷及び疾病による休暇が、期末・勤勉ともそれは公務災害ということで換算せず勤務していたとみなして支給されるという、罰は除算されませんということです。いわゆる病気休暇につきましては、期末手当は換算されなかったのですが、勤勉手当は30日を超すと減額部分が発生していくということです。病気休職、育児休業についても現行も6月期は前の12月から5月までの勤務状況を勘案し休職していてもそのなかで2分の1は出勤したと換算されますが、勤勉手当の場合は何日出勤したかによってより細かく影響が出るというような置き方です。欠勤につきましては、勤勉手当については最低1日、それも影響が出てくるということになっています。これにつきましては、3ページ以降に何日以上何日未満ということでかなり細かくあります。例えば5ページの15日未満、1日から14日休んだら勤勉手当の部分が95パーセントの支給になります。そのように段階的に除算

の割合ができてくることとなります。様々な理由があるのですがそれで勤務日数に応じた支給割合になってくるというのが、勤勉手当の部分です。期末手当については、これまでどおりという考え方となります。今回の改正のポイントは、大きく分けて以上のとおりでございます。

もう1つの資料で条だての説明となります。それぞれ1条が南風原町職員の給与に関する条例の一部改正です。改め文がございまして、12ページから新旧対照表となっております。12ページをご覧いただきたいと思っております。3条の改正につきましては、手当の種類に勤勉手当を加えるという改正です。23条1項の関係は、6月1日、12月1日は基準日ですよという定義の明確化です。それから、23条の2項関係は、勤勉手当の導入に伴って管理職の期末手当支給付月数を新たに規定ということでの改正です。23条第3項の関係は、再任用職員の期末手当の支給割合の改正となっております。率につきましては、先ほど概要で説明いたしましたところですが、23条の4第1項は、勤勉手当を基準日に在職する職員について基準日以前6月以内の期間における勤務成績に応じて支給するというのが、先ほど規則で説明した勤務日数の関係です。それから23条の4第2項、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額となっております。これも規則の44条の8第9項の関係であります。先ほど少し触れましたが、平成27年度から人事評価制度を施行します。これは法制度の改正で導入することになっておりまして、非常に勤務成績が良かった一般職は100分の150、管理職は100分の190まで加算することができるという、国・各自治体一緒の割合です。ただ、実際にこのように評価されているか、国で導入されているということですが、割合についての詳細は確認できておりません。23条の4第3項関係は、勤勉手当の基礎額で、職員の給料月額が基礎ですよという明確化です。23条の4第4項は、期末手当同様に勤勉手当も役職加算されますという明確化でございます。23条の4第5項関係は、期末手当同様これも以前の議会で改正した条例ですが、期末手当には懲戒処分等の職員には支払わないとか支払いを一時保留するという改正をしました。勤勉手当についても同様ですという規定です。

続きまして2ページ、24条関係です。各種手当の規定に勤勉手当の追加、そして第1条の改正の附則第6項関係が管理職手当の給与月額減額支給。先ほども触れましたが、6級以上の職員には平成30年3月31日まで0.2パーセント減を引き続き実施の明記です。附則第6項第3号も管理職の勤務手当についての減給支給の割合の定めです。附則第9項は、管理職の勤勉手当総額について減額支給算定に係る減額対象額に乗ずる割合を定めております。そして、別表第1。これは、給料表の改正です。改め文に給料表の改正がありますが、平均2パーセント引上げの給料表の改正です。それから、第2条は、南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正です。これにつきましては、期末手当の本則ではなくて、今年度からは割合を122.5と137.5を乗じて支給した額としますということでした。実は、本則で去年は12月期だけに100分の220の支給でした。これは1年分、6月期も含めて12月期で増えた率を加算していましたが、今年からは6月、12月それぞれ同額の率で計算している

ものを改正・附則で修正しておりましたが、期末手当と勤勉手当に分かれますのでその率を 6 月期が 100 分の 122.5、12 月期は 100 分の 137.5 にするという改正です。続きまして第 3 条は、南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正です。このなかでの大きな改正は 6 条の 3 第 2 項、育児休業している職員が基準日以前 6 カ月以内に勤務した期間がある場合に勤勉手当を支給する規定。一定要件があれば勤勉手当が支給されますという条項の追加です。それから第 4 条は、南風原町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例です。これは第 4 条関係に派遣職員の給与支給に勤勉手当を加えるという改正です。

最後に 3 ページです。第 5 条は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。この 2 条関係は、現業職員の給与の種類は一般職の給与の例によることとするものです。他の自治体は、現業職員の条例につきましては、一般職の給与に準ずるという規定でしたが、本町の場合それぞれ規定がございましたのでそれを一般職の給与の例によるというような改正となっております。第 3 条関係です。現業職員の給与の基準は、一般職の給与を基準として職務の特殊性を考慮して定めるというのも、先ほどの 2 条の関係と同様な改正です。4 条から 16 条も一般職の給与の例になりますというような改正で、大幅に条項が削除されております。それから、全体的な附則です。この条例は、平成 27 年 4 月 1 の施行。2 項は、切替日前後に昇格した場合の号給調整。これはどういうことかと言いますと、仮に班長から課長に昇級した場合、4 月 1 日は給与が減額されております。そうすると、3 月 31 日までより昇給したにもかかわらずそのままいかすと落ちます。このへんはマイナスにならないように、特にこの人は昇級しておりますのでそれを調整することができますという附則でございます。3 項から 7 項もこの条例の施行で必要な経過措置です。それぞれ平成 18 年度に給与改正があってその減給保障を受けている人は、あと 1 年間の平成 28 年 3 月 31 日いっぱいまでは経過措置がありますといった経過措置が明記されております。以上が議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 花城清文議員

○8 番 花城清文君 それでは質問します。平均 2 パーセント減額ということですが、具体的には個人個人の給料はいくら下げられるか分かりませんが、皆さんの資料からすると平均 2 パーセントカットするというこのようです。国家公務員然り、職員も然り、民間の労働者も然り給料がなかなか上がらない。けれども、消費税は上げられるということで、かなり労働者は生活が苦しい。そのために消費もなかなか上がらない。報道関係でしか知らないけれども、総理大臣自ら財界の皆さんに対して職員の給料を引き上げてくれと要請しています。それからすると、公務員は逆をいつているのかという気がしますがどうでしょうか。そういう解釈を私はしますが、民間企業の皆さんは上げてください、けれども公務員は下げて

くださいというのは矛盾していませんか。職員は、仕事を一生懸命がんばっています。その公務員の皆さんの生活水準も当然上げるべきだと私は思います。下げるべきではないと思います。人勸、県の人事委員会から勧告されたから仕方ないとありますが、今言ったことに対して皆さんの考えは矛盾しないのかどうか。町長の職員に対する職場改善、それを私は評価します。他市町村より南風原の職員の環境は良いと思う。そのことに対して私は非常に評価をしています。そういうことがあって職員も一生懸命仕事をされるのだと思っています。今回、2パーセント下げるとのことですから、先言ったことに対して町長はどのように思われるのか。町長は責任者ですからその方針はどうなのか。職員に対しての考え方と言うのか、思いやりと言うのか、どう考えておられるのかお答えをお願いしますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。先ほども触れましたが、今回の給与制度に関する総合的な見直しですが、一般的に民間賃金の低い地域における官民給与の影響が考慮された、それから50歳代後半の水準の見直しということで給料表の改正の突合表があるのですが、1級の皆さんはマイナスではないです。それぞれの級で125級まであるのですが、2から6級までそれぞれ上のほうです。それについても下げ幅はかなり低いです。ということは、民間が若いとき少し高くて、年齢がいくにしたがって放物線を描くような感じだったのですが、公務員はこれが最初の設定は低くて右肩上がりですと上がっていくという構造を全体的に抑制して標準化するというような考えがあるようです。確かに花城議員からあったように、全国民の消費感からすれば全体の給料の底上げということもあるのですが、民間の給与形態と公務員の給与形態に差があったと言いますかそういうことと、様々な地域があります。それらの地域の官民の格差を考慮したうえでの給与改正となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。この条例改正は、給料表の改正のようですが、先に申し上げましたように、公務員の生活はかなり厳しいということで、民間も含めて給料が上がらないという実態ですので底上げをしよう、経済の活性化を図ろうということで総理大臣が一生懸命民間の企業にもどうぞ職員の給料を上げてくださいとお願している状況です。特に南風原の職員は少ない人数であれだけいろんな新しい事業をどんどん実施をしてがんばっている。そういう意味からすると私は給料の数はあるかも知れないが、引き下げて欲しくないという気がします。それがまず前提で、先ほど町長の考え方はどうですかと聞きましたら、総務部長が答弁してくれたので、町長は職員のこと踏まえて職員の生活がダウンしないように、そして安心して仕事ができるようにぜひ配慮して欲しいことを

お願いして質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 ちょっと理解し難いような、よく分からないところがあるのですが、1つにはこの勤勉手当というのが別にあるのか。それとも今まで期末手当1本だったのが、この表では期末手当と勤勉手当の2つをくっ付けて同じ月数を6月、12月に与えるとなっています。例えばこれまで6月が1.975月、12月が2.125月、これと全く同じようにこれからはなるのだけれども、そのなかで勤勉手当というものがあって、これは動きますよということですね。ということは、期末手当は少なくなることはあっても多くなることはないということですか。要するに勤勉手当が少なくなるということであれば、トータルでは少なくなるわけですからそういうことなのかどうか。

それからもう1つは、先ほどの経過措置として激減する人は平成30年3月31日までの間、据え置きみたいなことをおっしゃっていましたが、それは全職員ということなのですか。これには6級以上であるものに対する次に数える給与の支給に当たってはとなっているのだけれどもそれはどういうことか。激減というのがよく分からないのだけれども、ちょっとしか変わらないものは激減とは言わないのか、1,000円、2,000円変わるのを激減と言っているのかよく分からないのですが、全ての職員が平成30年3月31日までそのままということではないのですよね。その点をお聞きしたいと思います。

それから、2パーセント減らすということであれば、トータルの町予算としてこの職員給与はどれくらい浮くのですか。お聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、質問3点だと思います。勤勉手当を導入してプラスはないのかというご質問ですが、例えば普通にと申しますか前の6月を勤務しておれば支給割は一緒です。同じ額で、先ほどの23条の4第2項で実は勤勉手当の額に一般職は150パーセント、管理職190パーセントまで詰めますという枠は作ります。人事評価が導入されてこれがかなり熟練されていって、きちっと勤務評価がなされていけばそういった増額される職員若しくは減ぜられる職員が出てくるものだと思います。以前からこの枠については設定されております。本町が勤勉手当の導入が遅れたということであり。ただ、県内では沖縄県をはじめ勤務日数の影響は出ているのですが人事評価では今のところ反映されていないのが現実です。平成30年3月31日までの経過措置です。全体として給料表が平均2パーセント引き下げられます。これは全員同じ取扱いです。当然1級の職員に減はないですからそれはそれで経過措置はないことが当たり前なのですが、プラス6級以上の職員はこの給与月額に基本的にはマイナス0.2パーセントされています。それも同じ期間、平成30

年3月31日まで同じようにやりますよということです。全体的な給料表の2パーセントマイナス。もう1つは、6級以上の職員はこの給料表の位置づけの額から0.2パーセント減額されています。それも両方、平成30年3月31日まで続けますということです。

もう1つ、マイナス2パーセント減されれば予算への影響はということです。経過措置というお話をしました。給料表が下げられますが、今年の3月給与を基準としてこの差額は平成30年3月31日まで経過措置として支給しますというのがあります。ですから、予算は変わらないということです。基本的に昇給だとかこういうものがないとして、予算の積算の増減としては同じですということになります。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時40分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第9号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、日額報酬の支払い方法の改正及び重複支給の禁止を規定する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。今回の条例は、勤務した日に支給するというのを、その月分を翌月21日までというこ

との改正です。まず 1 点目は 4 条です。具体的な事務的なこととお話しますと、ある委員会があります。10 名の委員の皆さんがいますと、以前はこの給与を封筒に日額を入れて、開会しました。お二人欠席でした。8 名の方に現金で支払いして、捺印していただいて、2 名分は会計課に戻すということがありましたが、実はここ 5 年、6 年ぐらい前から最初で委員の皆さんの口座を確認させていただいて振り込みをさせていただいております。当然安全面からしても職員が現金を触るのはあまり好ましくない観点からも実務としてそのようなことをやっていたのですが、条例もきちっとその月分を翌月 21 日までの支給ということへの改正であります。それから、第 4 条の 2 は重複支給の禁止ということで、常勤の職員が特別職の職を兼ねた場合、報酬は支給しないということの明文化です。これまでも現職をして特別職の委員がいる場合も支給はしていなかったのですが、それを条例で明文化するということの改正です。

もう 1 点、最後に別表の改正。嘱託員が 25 万円以内とありましたが、様々な職種がありまして、現状その 25 万円以内では収まらなくなってきた職種もあるということで、嘱託員の最高月額を 35 万円以内とするという改正です。以上が、議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員

○8 番 花城清文君 先ほどは職員の給料は減額でした。今回また嘱託の場合は限度額を 10 万円引き上げようという条例改正のようです。嘱託員がたくさんおられます。いろんな職種があります。町長の運転手もそうでしょう。特別徴収員、税関係もそうでしょう。いろんな嘱託があります。その 35 万円に引き上げなければならないという具体的なケースはどこですか。教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。具体的に確定測量嘱託員、それから物件補償の嘱託員です。それは、それぞれの資格等を有している職員ですが、具体的には物件補償をした場合にはコンサルに委託しております。その成果物が上がってきたときに、その積算の再チェック、最終的にチェックをする方。1 級建築士で物件補償業務実務経験者の位置づけそれからもう 1 つは、補償業務管理士資格取得者というものは 32 万 6,000 円との設定を今回の予算で上程させていただきます。実のところそのような業務が非常に引く手あまたと言いますか、それぞれの業界から会社に依頼して職員を派遣していただくと 2 倍、3 倍という月額の委託契約しかできないということで、実際に個人を嘱託員として採用する場合に少なくとも今答弁した額でなければこの職種としての確保が難しいということでの今回の改

正となっております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 理解できます。あとでこの資料をもらえますか。どの嘱託員がどれだけ金額が引き上げられているのか、具体的な資料をあとでください。

確認をしますが、民間にこの仕事を委託すると逆に財源が必要だと、費用が余計にかかるのだと。逆に役場で嘱託を採用すれば月額報酬でできるということだと思うので、そういう取扱いに対しては私も賛成です。それだけ財政運営にはとても良いことだし、町のためにおいても良いことですからそれは非常に結構なことです。そういったことで、民間に委託をするとどうなる、自分たちでやるとどうなる、常にそういう計算と言いますか財源的な面も考慮して配慮してこれからの行政運営をやって欲しい。お願いしておきます。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 報告第2号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 宮城清政君 日程第11. 報告第2号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第2号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について。地方自治法第243条の3第2号の規定による、平成27年度沖縄県土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いします。平成27年度の事業計画書をお配りしていますが、これは先の理事会で承認された計画書です。このなかで平成27年度の南風原支社においては、事業を予定していないということで、事業計画用途別明細表への記載はないということをご報告いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第2号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

日程第 12. 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 宮城清政君 日程第 12. 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により、これを報告します。記 1. 専決処分事項 津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更であります。

専決処分については、2 月 4 日にいたしました。まず専決処分事項としましては、津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更について。（1）変更事項 変更前契約額 4,587 万 8,400 円。増額金額 135 万 2,160 円。変更後契約額 4,723 万 560 円。（2）契約の相手方 沖縄県豊見城市字高安 915-1。株式会社 嶺建設。代表取締役 安次嶺早寿。2. 変更した理由 当初、埋戻し土は現場発生土の利用で計画していたが、土質試験の結果、埋戻し土として適さないことから、現場外より良質な土砂を搬入し発生土を処分したことによる変更であります。詳細内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 報告第 3 号 専決処分「津嘉山第 3 雨水幹線工事（25-13）の請負契約金額の変更」の報告について、補足して説明させていただきます。本工事は、昨年 8 月 29 日、第 5 回臨時会にて請負契約について可決していただきました工事となっております。専決処分事項内容、変更につきましては、先ほど副町長から説明がございましたので、変更した理由につきまして詳細をご説明いたします。

まず、工事の箇所ですけれども、次のページに工事の平面図を添付してございます。こちらをお目とおし願いたいと思います。工事箇所が、津嘉山自動車学校のちょうど入口側、以前は三面張りの排水路だったものを今回の雨水工事でボックスカルバートに切り替える工事となっております。今回の変更につきましては、図面上に赤で表記されている工事箇所、延長 27.8 メートルの箇所です。現場で出た発生材で埋め戻す当初設計でございましたけれども、実質的には現場で直接採取いたしました現場発生材につきまして土質試験の結果、埋戻し材には適さないことが判明しましたので、その現場の発生土につきましては場外処分と

平成27年第1回定例会 3月3日

いたしまして、新たに区画整理区域内からの良質な発生土を用いて埋戻しを行っております。変更金額135万2,160円の主な内容につきましては、その現場から出た埋戻しに適さない土砂の処分費用となっております。以上で報告第3号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-13）」の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 分からないのでお聞きしますが、埋戻しに適さないとは、どういう点なのか。補足でありませんでしたのでそこを説明してください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご説明いたします。現場発生土につきましては、既設が排水路となっていることと、またその地域は低地帯ともなっていることから、かなり水分を含んだ土砂となっております。設計の段階ではボーリングデータからも地下水が高いことは確認されておりましたが、実質的に埋戻し土として使う場合は直接掘削をした土を試験しまして、それで結果を出してから使用するしないについて判断をいたしております。今回は、かなり含水比が高いということで、その含水比が高い状態で埋戻しをいたしますと締まらなくてスポンジのような状態になることから、やはりその土質試験の結果に応じて判断をしているということでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-13）」の請負契約金額の変更の報告については、これをもって終了します。

日程第13. 報告第4号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-14）」の請負契約金額の変更の報告について

○議長 宮城清政君 日程第13. 報告第4号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-14）」の請負契約金額の変更の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第4号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-14）」の請負契約金額の変更の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において

平成27年第1回定例会 3月3日

指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告いたします。記1. 専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事(25-14)の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更。

専決処分した日は、平成27年2月17日であります。専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事(25-14)の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額8,629万2,000円。増額金額367万2,000円。変更後契約額8,996万4,000円。(2) 契約の相手(住所) 沖縄県浦添市仲西2-3-15。有限会社 長浜建設。代表取締役長 濱忠盛。2. 変更した理由 仮設土留材の鋼矢板を当初は引き抜く計画であったが、現場周辺土質が予想より軟弱であり、引き抜くことで近接地盤の沈下、建築物のひび割れ等の恐れがあることから鋼矢板の引き抜きをせず、埋め殺しすることにしたことによるものです。詳細については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 報告第4号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事(25-14)の請負契約金額の変更」の報告について補足して説明いたします。こちらの現場は、先ほどの報告第3号の工事箇所の下流側となっております。同様に昨年8月29日、第5回臨時会にて可決していただきました工事箇所となっております。変更した理由としまして、当初は仮設材、一般的に鋼矢板と申しておりますけれども、工事完了後は引き抜きをする予定でございましたけれども、ボーリングデータで予想していたよりもかなり軟弱だということがありまして、最近建築されまして新たにオープンしたスイミングスクールが近接しており、こちらへかなりの影響を与えるという想定があったものですから、今回、スイミングスクール側の片方の矢板、枚数にしまして101枚の鋼矢板の引き抜きを止めてそのまま引き抜かずに埋め殺しということによる367万2,000円の請負額の増額となっております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 積算について確認したいと思ひますけれども、鋼矢板の値段と鋼矢板を抜いた場合の積算、そのへんの相殺をしての367万の金額になるのか。そこで差引はされているのかどうか確認をしたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 おっしゃるとおりでございます。設計変更をする場合、当

初は引き抜きをしてそのままそれを搬出する積算をしております。今回は埋め殺しをしておりますので、引き抜きの分と運搬の分を減じてその鋼矢板の中古の単価を計上している積算となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 埋め殺しですけれども、先ほど中古と言っておりましたが、これはどれぐらいもつのですか。実は以前、今の交番横の河川、住宅がある所も確か埋め殺しですよ。その時にはだいたい30年ぐらいもつのではないかという話を覚えているのですけれども、その時には新しく河川のやり直しもあるのでそれまでもてばいいのだという話があったのです。ここは中古とおっしゃっていましたが、この埋め殺しはどれぐらいもつのですか。それとも、この鋼矢板が腐食してもボックスカルバートが入っているから大丈夫だということなのかお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、先ほど3号の報告がありました。余計に下流のほうで、また鋼矢板を抜かないのは軟弱だからということなので、そこにも新たな土の搬入で埋めたので追加ですみたくないことは出ないのか。そこは発生土で埋めたのか、他所から持ってきたのか、それとも今後また追加が発生するのか。そのへんはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。当初の設計上は引き抜く予定が、近接建物の関係上、埋め殺しということになっておりまして、構造上影響するようなものではございません。そのまま腐食しても、例えばボックスカルバートの構造上何ら影響を与えるものではございません。

それからもう1つ、ここも同じように現場発生土ではなく客土はしますけれども、これはすでに客土用は現場近くに仮置きをしている状況ですので今回の主な増額金額はその埋め殺しが設計増の内容となっております。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時09分）

再開（午後2時10分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○経済建設部長 真境名元彦君 鋼矢板につきましては、特に埋め殺しをしてそれがあつたために建物に影響を与えるということではございません。抜くと抜いた部分の空洞などそういったもののために土が締まってきて建物に影響があるということで埋め殺しという、

平成27年第1回定例会 3月3日

それだけの理由でございます。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時11分）

再開（午後2時11分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 例えば鋼矢板の堆積分がいずれ腐食してその部分が空洞になって影響が出るかということは、結果的にはないものと考えております。ただ、鋼矢板の場合、埋め殺しをしますと、またこちら以前の三面張りにつきましては昭和55年に施行された時にも一部鋼矢板を埋め殺ししております。すでに35年近くたっておりますけれども、今回の工事でその埋め殺したものが出てきておりますが、ほぼ腐食のないような状態が出てきたということから、恐らくかなりの年月、腐食をしないままに残存するのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第4号 専決処分「津嘉山第3雨水幹線工事（25-14）の請負契約金額の変更」の報告については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後2時12分）